

社会福祉法人 依田窪福祉会
グループホーム和田 運営規程
(指定認知症対応型共同生活介護及び
指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

施行:平成17年4月1日
最終改定:令和8年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人依田窪福祉会の開設する、グループホーム和田(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 依田窪福祉会の理念である「地域の方々の安心・安全な自立生活の支援」のもとに、社会福祉サービスを提供する。
- 3 事業所及び従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 7 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 8 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業は、依田窪福祉会が事業者となり事業所は長和町に置く。事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム和田
- (2) 所在地 長野県小県郡長和町和田1482番地2

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名(常勤)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作るとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員 5名以上(常勤)
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃 40,000円以内/月(長和町の条例に準ずる)
- (2) 食費 35,000円以内/月(長和町の条例に準ずる)
- (3) 水道光熱費 30,000円以内/月(長和町の条例に準ずる)

- (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用(実費)
- 2 月の中途における入居または退去の場合には日割り計算の額とする。
- 3 入居中の入院・外泊の場合の家賃は月額を支払うものとする。食費、水道光熱費については日割り計算の額を支払うものとする
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替(農協)によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情対応)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第13条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

- 2 事業所は事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、ヒヤリハット又は事故報告書を作成し、その分析を通じた改善策を事業者に周知を図る。
 - (3) 事故発生防止検討委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業者に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業者に対し事故発生防止

のための研修を行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス提供により、利用者に事故が発生し場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置しおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 消防法第8条に規定する防火管理者には事業所管理者をあてる。防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

(1) 防火教育及び消防訓練(消火・通報・避難)……年2回以上

(2) 非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時

3 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(事業継続計画)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、必要な措置を次のとおり講ずる。

(1) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行う。

- (2) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画変更を行うものとする。

(カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントへの対応)

第18条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、従業員の就業環境を害する恐れのある行為(以下、カスタマーハラスメントという。)、また、性的な言葉や行為、性的な意図を持つ言動(以下、セクシュアルハラスメントという。)について、従業員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

- (1) 従業員をたたいたり物を投げたり等の暴力的行為
- (2) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- (3) 範囲外のサービスの強要や長時間にわたる叱責、理不尽な苦情の申し出
- (4) 援助中の従業員の写真や動画撮影、録音等を行うこと。また、それを SNS 等に掲載すること

3 前項に定めるセクシュアルハラスメントには次に掲げる行為を含むものとする。

- (1) 性的な話をしたり卑猥な言動をしたりする
- (2) 不必要に従業員の身体を触る、手を握るなどの行為

4 事業所は、従業員が安心して相談できる窓口やマニュアル等の整備、職員研修等の必要な措置を講じる。

5 ハラスメントが継続し、または著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供の見直しその他必要な措置について、利用者、その家族、関係者等と協議を行うことがある。

(虐待防止に関する事項)

第19条 管理者は、高齢者虐待防止法(平成17年法律第124号)第20条に則り、サービス提供を受ける利用者からの、苦情の処理の体制の整備と、職員による虐待の発生又はその再発を防止するため以下を講じる。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業員に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業員に対し虐待防止のための研修(年2回以上)を行う。
- (3) 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じ、速やかにこれを市町村に報告する。

(身体的拘束等の禁止)

第20条 施設はサービス提供にあたっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(車椅子やベッドに四肢あるいは上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトや Y 字型抑制帯をつける、つなぎ服等の介護衣を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する)は行わない。(詳細は契約書参照)また、緊急やむを得ない

い身体的拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間等を記載した説明書、経過観察、検討記録などの記録の整備や適正な手続きにより行う。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的(3か月に1回以上)に開催するとともに、その結果について介護職員及びその他の従業員に周知を図る。また、指針に基づいた研修計画を作成し、従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を行う。

(3) 2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報保護)

第21条事業所は利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第22条 事業所は、全ての介護従事者(介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から最低2年間(苦情事故・身体拘束等に関する記録は5年間)は保存するものとする。

3 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4 事業所における、あらゆるハラスメントを防止するための措置を講じ、健全な職場環境とする

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。